旭 監 第 ３ ４ 号
令 和 ２ 年 ７ 月 ６ 日

旭市長　明　智　忠　直　　様

旭市監査委員　　木　村　哲　三
旭市監査委員　　堀　江　通　洋
旭市監査委員　　佐久間　茂樹

令 和 元 年 度 旭 市 公 営 企 業 会 計 の
経営健全化(資金不足比率)審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２２条第１項の規定により、審査に付された令和元年度旭市公営企業会計（水道事業会計）の資金不足比率及びその算定基礎事項を記載した書類について審査したので、次のとおり意見書を提出します。

旭 監 第 ４ ０ 号
令 和 ２ 年 ８ 月 ７ 日

旭市長　明　智　忠　直　　様

旭市監査委員　　木　村　哲　三
旭市監査委員　　堀　江　通　洋
旭市監査委員　　佐久間　茂　樹

令和元年度旭市経営健全化（資金不足比率）審査意見書の
提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２２条第１項の規定により、審査に付された令和元年度旭市特別会計（下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計）の資金不足比率及びその算定基礎事項を記載した書類について、それぞれ審査したので、次のとおり意見書を提出します。

目　　次

経営健全化（資金不足比率）審査意見

第１　審査の対象 ・・・

経営健全化(資金不足比率)審査意見

第１　審査の対象

令和元年度　旭市水道事業会計

令和元年度　旭市下水道事業特別会計（法非適用企業）

令和元年度　旭市農業集落排水事業特別会計（法非適用企業）

上記の各会計に係る資金不足比率及びその算定基礎事項を記載した書類

第２　審査の期間

公営企業　　令和２年６月 １ 日から令和２年７月６日まで

法非適用企業　令和２年７月 10 日から令和２年８月７日まで

第３　審査の方法

審査にあたっては、市長から提出された資金不足比率及びその算定基礎事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第４　審査の結果

審査に付された各事業の資金不足比率及びその算定基礎事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

第５　資金不足比率

各事業の資金不足比率と意見は、次のとおりである。

（１）水道事業会計

比　率　名	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度	経営健全化基準
資金不足比率	－ （資金剰余218.4%）	－ （資金剰余177.4%）	－ （資金剰余147.6%）	－ （資金剰余126.6%）	－ （資金剰余104.9%）	20.0%

短期的債務（１年以内に期日が到来する債務）に対する支払能力を示す指標である流動比率は、令和元度決算においては 1,576.4%で、流動資産が流動負債を大きく上回っており、良好な比率となっている。また、資金不足額は生じていないため比率は算出されず、特に指摘すべき事項はない。

（２）下水道事業特別会計

比　率　名	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度	経営健全化基準
資金不足比率	－ （資金剰余43.5%）	－ （資金剰余61.4%）	－ （資金剰余72.3%）	－ （資金剰余77.4%）	－ （資金剰余91.6%）	20.0%

令和元年度の資金不足比率については、資金不足額が生じていないため比率は算出されず、特に指摘すべき事項はない。

（３）農業集落排水事業特別会計

比　率　名	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度	経営健全化基準
資金不足比率	－ （資金剰余20.9%）	－ （資金剰余21.6%）	－ （資金剰余63.5%）	－ （資金剰余65.6%）	－ （資金剰余30.6%）	20.0%

令和元年度の資金不足比率については、資金不足額が生じていないため比率は算出されず、特に指摘すべき事項はない。